

令和7年中の交通事故発生状況について

1 県内の発生状況

発生件数は、17,368件で、前年比-1,105件(-6.0%)と減少

死者数は、85人で、前年比-6人(-6.6%)と減少

地区等 区分	地区別				高速道路等	合計
	福岡地区	北九州地区	筑豊地区	筑後地区		
発生件数(件)	8,618	4,480	1,355	2,599	316	17,368
増減数	-678	-215	-60	-152	±0	-1,105
死者数(人)	38	15	10	20	2	85
増減数	+3	-9	+1	±0	-1	-6
負傷者数(人)	10,578	5,805	1,805	3,288	540	22,016
増減数	-1,072	-255	-113	-172	+22	-1,590

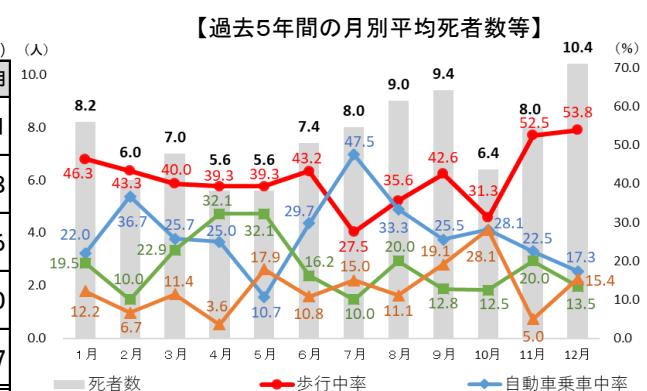
注 高速道路等とは、高速道路交通警察隊が管轄する道路

(閑門・九州縦貫・九州横断・東九州・大分自動車道、福岡・北九州都市高速道路、福岡前原道路、新若戸道路及び黒崎バイパス)

(参考)

【月別死者数】

年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R7	85	9	7	7	4	8	6	5	4	10	9	5	11
R6	91	13	5	5	7	6	11	7	7	9	5	8	8
R5	103	9	8	10	9	4	4	9	10	12	5	7	16
R4	75	4	6	7	1	5	6	7	10	4	5	10	10
R3	101	6	4	6	7	5	10	12	14	12	8	10	7
5年 平均	91.0	8.2	6.0	7.0	5.6	5.6	7.4	8.0	9.0	9.4	6.4	8.0	10.4



注1 過去5年間とは、令和3年から令和7年までの間をいう。

2 歩行者等関連事故発生状況

歩行者等関連事故発生件数は2,099件で、前年比-203件(-8.8%)と減少

高齢歩行中死者数は27人で、前年比±0人(±0.0%)と横ばい

区分	事故類型	人対車両				車両相互 車両単独 列車	合計		
		横断中			小計				
		横断歩道	横断歩道付近	その他 の横断					
歩行者等関連事故(件)	588	42	383	1,013	1,085	1	2,099		
増減数	-127	-17	-37	-181	-22	±0	-203		
歩行中死者数(人)	3	1	20	24	12	2	38		
増減数	-6	-3	+9	±0	-2	±0	-2		
うち高齢歩行中死者数(人)	1	1	18	20	5	2	27		
増減数	-6	-2	+8	±0	-1	±0	±0		

3 自転車関連事故発生状況

自転車関連事故発生件数は2,689件で、前年比-186件(-6.5%)と減少

区分	事故類型	自転車関連		自転車対歩行者等		自転車対自転車		自転車対一般原付	
		発生件数(件)	増減数	死者数(人)	増減数	負傷者数(人)	増減数	合計	増減数
		2,689		110		40		47	
		-186		+11		±0		-4	
		12		0 (0)		0		0 (0)	
		-1		±0 (±0)		±0		±0 (±0)	
		2,586		3 (110)		41		42 (6)	
		-202		+2 (+11)		-5		-8 (+5)	

※ 自転車の死傷者数

※ ()は歩行者等の死傷者数

※ ()は一般原付の死傷者数

4 飲酒運転による事故発生状況(1当一般原付以上)

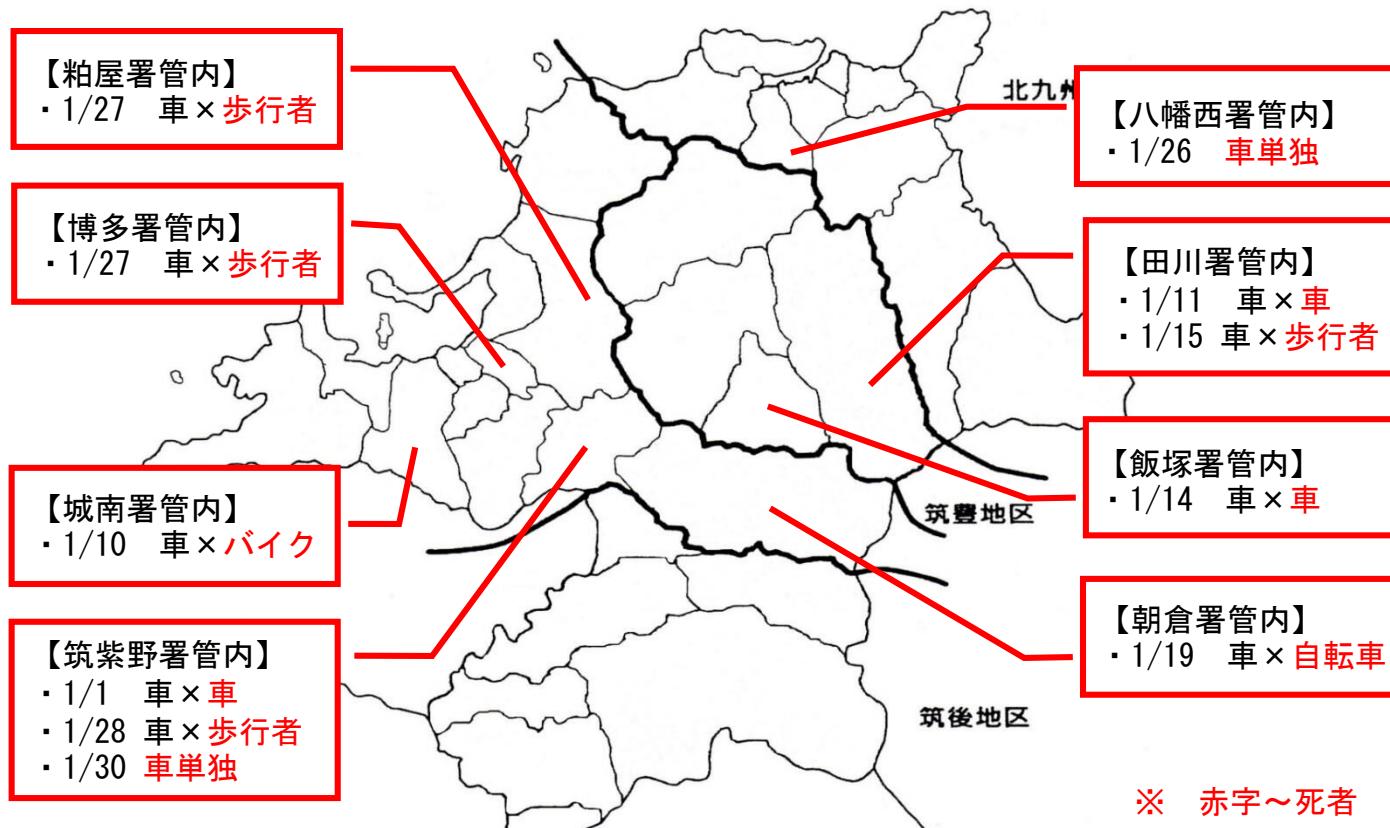
飲酒運転による事故発生件数は96件で、前年比±0件(±0.0%)と横ばい

区分	飲酒	酒酔い	酒気帯び			基準 以下	検知 不能	合計
			0.25mg /L以上	0.25mg /L未満	小計			
発生件数(件)	5	73	7	80	9	2	96	
増減数	+2	-7	-3	-10	+7	+1	±0	
うち死亡事故件数(件)	0	2	0	2	1	0	3	
増減数	±0	±0	±0	±0	+1	±0	+1	

交通事故死者 今年に入り 1月 だけで

11人

(前年同期比 + 2人) ※令和8年2月1日現在



【ドライバーの方へ】

運転する際は、交通ルールを遵守し、安全な速度と安全確認を徹底しましょう。

【歩行者の方へ】

道路を横断する際は、横断歩道を渡りましょう。
また、車が来ていないか安全確認を徹底しましょう。
夜間や薄暗い時間帯は、明るい衣服と反射材を着用しましょう。

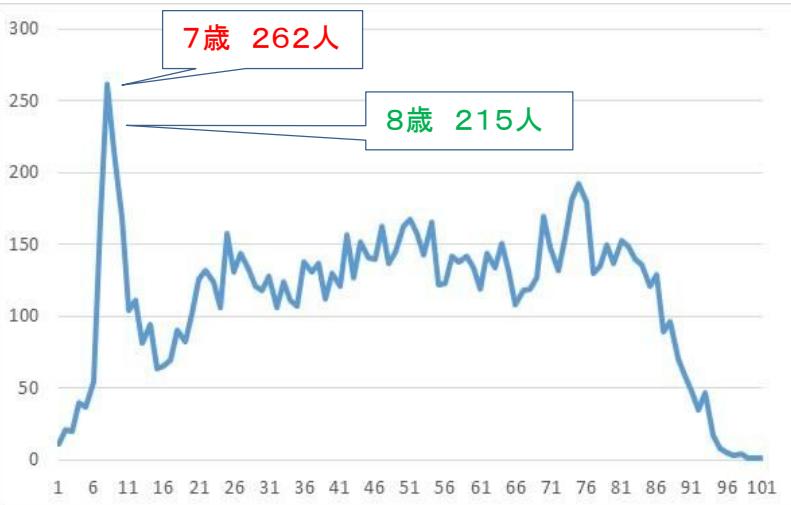


保護者・先生の皆様へ

大切なこども達を

交通事故から守りましょう！

【年齢別】歩行中の交通事故死傷者数(福岡県:過去5年)



※ 過去5年とは、令和3年から令和7年までの間をいう。

県内の歩行中の交通事故死傷者を年齢別に見ると、左のグラフのとおり

7歳児が最多

で、次いで8歳児が多くなっています。

小学1年生は、新たに交通社会に参加することになりますが

○ 道路上の危険についての知識がまだ未熟

○ 一人で行動する範囲が広がる

ことから、事故に遭う危険性が高くなります。

保護者の皆様は、お子様の通学路やよく通る道と一緒に歩いて、子どもの目線で危険を確認し、道路を横断する際は、「止まって、見て、手をあげるなど合図を出して、待って」渡るを習慣付けるなど、日常生活の中で交通ルールについて繰り返し教育をお願いします。

※ 県警ホームページに「子どもの交通事故防止」に関する情報があります。

詳しくはコチラへ →



～車に乗る際は、シートベルト・チャイルドシートの適切な使用を～

○ 一般道路、高速道路を問わず、後部座席を含む全ての座席でシートベルトを着用することが義務付けられています。

事故に遭った際の衝撃は全座席に及びます。

後部座席もしっかりとシートベルトを締めましょう。



○ シートベルトは成人用に作られています。

このため、子どもがチャイルドシートを使用せずシートベルトを装着した場合、衝突時に体を適切に保護できず、首等に重大な傷害が発生するおそれがあります。

6歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシートを使用しましょう。



こうつうあんぜん

歩行中の交通事故死傷者数が突出して多い年齢は7歳児です。

大人が手本となって、今のうちから正しい交通ルールやマナーをしっかりと教えてください！



「危ないこと」を教えましょう！

飛び出し！

こどもは、「興味があるものしか見ない、一度に一つのことしか把握しようとしている」特性が！そのため、ボールを追いかけたり、母親の姿を見て急に道路へ飛び出すことも。



車は急に止まれません！危険！

車の前後の横断！

こどもには「隠れている危険」などが理解できず、車の前後から横断することも！こどもの身長では、車の陰に隠れてしまい、こどもは接近する車が、車からはこどもが見えないこともあります。



車の前後の横断は、飛び出しと同じ！危険！

道路・駐車場での遊び！

こどもは、「真新しいもの、心惹かれるものなどに左右されやすい」特性が！登下校など、友達とのおしゃべりに夢中で車の接近に気が付かないこともあります。



道路や駐車場は車が通る場所！危険！

「安全な横断」を教えましょう！

道路の横断は横断歩道！横断前に道路から離れて必ず止まる！

横断前に左右の安全確認のため、道路手前の安全な場所に必ず止まり、安全確認をさせましょう。



まず、止まろう！

車のドライバーに手を上げて合図をする！

通行中の車のドライバーに顔を向け、手を上げて、自分が横断しようとしていることを明確に伝え、車が止まるのを確認させましょう。



渡ります！

どうぞ～！

横断中も左右の安全を確認しながら渡る！

ドライバーに気付いてもらいやすいように、手は上げたまま渡ります。そして、横断中も左右の安全を確認しながら渡らせましょう。



ありがとうございます！

気を付けてね！

イイね!!

歩行者とドライバー みんなで力を合わせて

マナー・マップ

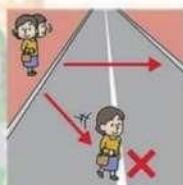
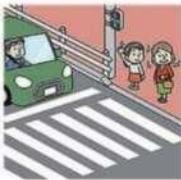


歩行者のみなさんへ

イイね!!



道路を横断するときは
横断歩道を渡りましょう



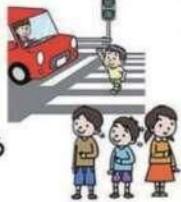
危険な横断は絶対厳禁!!
危険な横断は交通事故に
つながります



イイね!! 信号を守りましょう!



見通しの悪い交差点では
必ず左右を確認しましょう



ドライバーのみなさんへ

イイね!!



横断歩道を横断しようとする
歩行者がいる場合は必ず
止まりましょう



横断歩道を横断しようとする
歩行者がいるのに止まらない
のは絶対厳禁!!



イイね!!



一時停止標識のある交差点や
見通しの悪い交差点では
必ず止まり、左右の安全を
確認しましょう



イイね!!



信号無視と道路への飛び出しは
絶対厳禁!!



交通違反は絶対厳禁!!

事故に直結する大変危険な行為です
交通ルールを守りましょう



青信号が点滅している時は
横断はやめましょう



道路への飛び出しは
交通事故に繋がります

交通事故多発交差点 コースト③

コースト
1

渡辺通1丁目交差点(福岡市中央区)

事故要因

右折車が、直進矢印と右折矢印を見誤って対向直進車と衝突する事故や右折車が右折中に進路変更して別の車線(2車線右折通行帯)で右折中の車と衝突する事故が発生しています。

また、矢印信号を見誤って、停止中の前車に追突する事故も発生しています。



予防方策

交差点を進行するドライバーは信号をよく見るだけでなく、周囲の車にも気を付けて運転してください。

特に博多駅方面から右折するときは、右折車線が2車線あって、他の右折車で対向車の安全確認が難しいので、安全確認をしっかり行って通行してください。

コースト
3

渡辺通4丁目交差点(福岡市中央区)

事故要因

右左折車が、安全確認不足により交差点出口の横断歩道を通行している歩行者と衝突する事故や、周囲に脇見して追突する事故が発生しています。

予防方策

自転車や歩行者の交通量が多いので、右左折して横断歩道を通過するときは、目の前の自転車や歩行者だけでなく、歩道から横断歩道を渡り始める歩行者等がいないかをよく確認して通行してください。

また、恒常に渋滞する交差点なので、停止中でも脇見をせず運転に集中してください。



「ワースト」という表現は、「事故件数の多い順」という意味で便宜的に並べるために付与したもので、各事故の状況や損害・被害の程度を加味した順位付けではありません。

詳細は
こちらからコースト
2

那の津口交差点(福岡市中央区)

事故要因

歩道橋で見通しが悪く、自転車や歩行者が多く通行するので、右左折車が交差点出口の横断歩道を通行している歩行者や自転車と衝突する事故が多く発生しています。

予防方策

右左折して横断歩道を通過するときは、目の前の自転車や歩行者だけでなく、歩道から横断歩道を渡り始める歩行者等がいないかをよく確認して通行してください。

コースト
3

針摺交差点(筑紫野市針摺東)

事故要因

筑前町方面から国道3号への右折車が、安全確認不足により対向直進車と衝突する事故が多く発生しています。

また、右左折時に進路遠方に気を取られ、横断歩道を通行している歩行者と衝突する事故が発生しています。



予防方策

交差点を右折するときは、対向直進車に十分注意するだけでなく、その先の横断歩道に歩行者等がいないかをよく確認して運転してください。

特に筑前町方面から右折するときは、対向直進車は下り坂を下って来るので、相手の速度や距離を十分に確認してから右折してください。



飲酒運転の撲滅

過去の悲惨な事故を忘れていませんか？

飲酒運転による交通事故発生件数（令和7年中）

96件（前年比±0件）

平成18年8月25日

海の中道大橋飲酒運転事故



平成23年2月9日

粕屋町飲酒運転事故



幼児3人が犠牲

悲劇を

繰り返さないため...

飲酒運転撲滅への

思いを一つに

高校生2人が犠牲



飲酒運転撲滅モニュメント（糸島市泊）



自転車の一定の交通違反に

自転車を利用する皆さん

令和8年4月1日から

対象年齢 16歳 以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度(青切符)**が導入され、検挙後の手続が変わります。

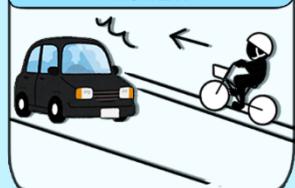
なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象
車両

自転車

対象となる行為 113種類

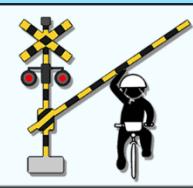
□ 通行区分違反
(右側通行)



□ 通行区分違反
(歩道通行)



□ 遮断踏切立入り



□ 並進



□ 通行禁止違反
(進入禁止)



□ 通行禁止違反
(一方通行)



□ 信号無視



□ 携帯電話使用等
(保持)



□ 指定場所一時不停止



□ 公安委員会遵守事項違反
(傘さし運転)



□ 公安委員会遵守事項違反
(周りの音が聞こえない)



□ 交差点右左折方法違反



反則金額は原付バイクと同等

(最高額 12,000円)

▶▶ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。

また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。



いわゆる青切符が導入



自転車は車両の仲間です

交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、**交通反則通告制度(いわゆる青切符)**による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為※原則は指導警告

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わず違反行為を継続した場合

～交通違反として検挙された後の流れ

手続が
変更!!



導入前

導入後(令和8年4月1日以降)

全ての違反行為

反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

刑事手続

警察

赤切符など
による処理

検察官

検察庁に送致

検察官

起訴 不起訴

裁判所

有罪 無罪

裁判所

罰金の
納付等

前科に

刑事手続

警察

赤切符などによる処理

検察官

検察庁に送致

検察官

起訴 不起訴

裁判所

有罪 無罪

裁判所

罰金の
納付等

前科に

交通反則通告制度

反則切符(青切符)を交付

反則金を
納付せず

警察

反則金を
納付

警察

手続終了

前科に
ならず

※ 反則行為であっても、刑事手続となる場合があります

- ・16歳未満である場合
- ・交通事故を起こした場合 等

※ 反則金を納付しない場合には、刑事手続に移行します。

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行



▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼

1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4 自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。